

# 新型コロナウイルス感染症 令和6年4月からの 治療薬の費用について



治療薬：経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）

3月31日まで

治療薬の薬剤費のうち、上限額を超える部分を公費で負担

【上限額】

3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方
9,000円	6,000円	3,000円

※各治療薬共通

4月1日から

- 通常の医療体制に移行し、公費負担は終了します
- 医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担になります

医療保険において、毎月の窓口負担(治療薬の費用を含む)について高額療養費制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません

※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます。

※ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(暦月:1日から末日まで)で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

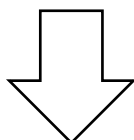
【高額療養費制度について】



★令和6年4月1日から新型コロナ治療薬の負担額が変更となります★

◎令和6年4月1日より、自己負担金が発生します。

新型コロナ治療薬の公費負担が終了となり、保険診療扱いとなります。



○治療薬のみの料金

※診察料・検査(採血・レントゲン等)、治療薬以外の薬・処方箋料は別途かかります。  
費用総額は診療内容に変わります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

自己負担割合	3割	2割	1割
薬品名 ソコーバ	15,600円	10,400円	5,200円

医療法人 錦秀会 阪和第一泉北病院  
令和6年4月1日